参議院

常任委員長辞任

一月四日議院は、次の常任委員長の辞任を許可した。

内閣委員長　大島九州男
総務委員長　谷合　正明
外交防衛委員長　片山さつき
財政金融委員長　古川　俊治
文教科学委員長　水落　敏栄
農林水産委員長　山田　俊男
経済産業委員長　吉川　沙織
国土交通委員長　広田　一
国家基本政策委員長　小川　勝也
決算委員長　小坂　憲次
行政監視委員長　松村　祥史
議院運営委員長　中川　雅治
懲罰委員長　芝　博一

常任委員長当選

一月四日常任委員長の選挙において、次のとおり当選した。

内閣委員長　神本美恵子
総務委員長　山本　博司
外交防衛委員長　佐藤　正久
財政金融委員長　大家　敏志
文教科学委員長　石井　浩郎
厚生労働委員長　三原じゅん子
農林水産委員長　若林　健太
経済産業委員長　小見山幸治
国土交通委員長　金子　洋一
環境委員長　磯﨑　仁彦
国家基本政策委員長　北澤　俊美
決算委員長　小泉　昭男
行政監視委員長　礒崎　陽輔
議院運営委員長　松山　政司
懲罰委員長　直嶋　正行

特別委員長選任

一月四日次のとおり特別委員長を選任した。

災害対策特別委員長　長沢　広明
沖縄及び北方問題に関する特別委員長　江崎　孝
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長　前田　武志
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長　中原　八一
政府開発援助等に関する特別委員長　赤石　清美
地方・消費者問題に関する特別委員長　熊谷　大
東日本大震災復興及び原子力問題特別委員長　田中　直紀

調査会長辞任

一月四日調査会は、次の調査会長の辞任を許可した。

国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会長　関口　昌一

調査会長選任

一月四日調査会は、調査会長を次のとおり選任した。

国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会長　鴻池　祥肇

議案提出

一月四日内閣から次の議案が提出された。

平成二十六年度一般会計歳入歳出決算、平成二十六年度特別会計歳入歳出決算、平成二十六年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十六年度政府関係機関決算書
昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和二十年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算

議案受領（予備審査）

一月四日内閣から次の議案が送付された。

平成二十七年度一般会計補正予算（第1号）（閣予第1号）
平成二十七年度特別会計補正予算（特第1号）（閣予第2号）
地方交付税法の一部を改正する法律案（閣法第1号）
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第2号）
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第3号）
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第4号）
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）
防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第6号）

議案付託（予備審査）

一月四日議長は、次の内閣送付案を委員会に付託した。

平成二十七年度一般会計補正予算（第1号）（閣予第1号）
平成二十七年度特別会計補正予算（特第1号）（閣予第2号）
予算委員会に付託

質問主意書提出

一月四日議員から次の質問主意書が提出された。

日朝ストックホルム合意などに関する質問主意書（有田芳生提出）（第一号）
北朝鮮地域の残留日本人に関する質問主意書（有田芳生提出）（第二号）
北朝鮮における日本人遺骨に関する質問主意書（有田芳生提出）（第三号）
北朝鮮に対する経済制裁に関する質問主意書（有田芳生提出）（第四号）
警視庁による過剰警備に関する質問主意書（有田芳生提出）（第五号）
公職選挙法の一部を改正する法律に関する質問主意書（脇雅史提出）（第六号）
犬猫等販売業に関する質問主意書（川田龍平提出）（第七号）
横浜市所在の分譲マンションの杭打ち不正に関する質問主意書（松沢成文提出）（第八号）
安倍内閣の臨時国会召集義務を定めた憲法第五十三条違反に関する質問主意書（小西洋之提出）（第九号）

報告書受領

一月四日内閣から、国の債権の管理等に関する法律第四十条の規定による平成二十六年度国の債権の現在額総報告を受領した。
また、同日内閣から、物品管理法第三十八条の規定による平成二十六年度物品増減及び現在額総報告を受領した。

裁判官弾劾裁判所

辞令

（庶務部長）参議院参事　星　明

裁判官弾劾裁判所参事に任ずる
事務局長を命ずる（一月一日）

（事務局長）裁判官弾劾裁判所参事　阿部　芳郎

願により平成二十七年十二月三十一日限り参事を免ずる（二十七年十二月三十一日）

人事異動

内閣

○国土交通大臣臨時代理
国務大臣　森山　裕
国土交通大臣石井啓一海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に国土交通大臣の職務を行う国務大臣に指定する（二十七年十二月二十七日）
○外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
外務大臣岸田文雄海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
○外務大臣臨時代理解職
同　菅　義偉
外務大臣岸田文雄帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（以上二十七年十二月二十八日）
○国土交通大臣臨時代理解職
国務大臣　森山　裕
国土交通大臣石井啓一帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に国土交通大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（二十七年十二月二十九日）

内閣府大臣補佐官
願により本官を免ずる
（大阪高等裁判所判事）判事　松田　隆利
（岩国簡易裁判所判事）簡易裁判所判事　林　圭介
（酒田簡易裁判所判事兼鶴岡簡易裁判所判事）同　岸本　廣重
願に依り本官を免ずる（各通）
（千葉家庭裁判所判事兼千葉地方裁判所判事・木更津簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　小野　光一

願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上二十七年十二月三十一日）
判事　首藤　祥子

内閣府大臣補佐官に任命する
内閣官房長官を補佐させる
（大阪地方裁判所判事・大阪簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　福田　隆之
兼官を免ずる（以上一月一日）
宮崎　英一